

本件事故当時、いわき市で水産物加工品の製造販売業を営んでいた申立人が、営業損害等の損害賠償を求めた事例。

和解契約書

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人株式会社X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

被申立人は、申立人に対し、下記1の損害項目（下記2の期間に限る。）に掲げる損害の賠償について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

1 損害

(1) 放射線測定器購入費用	51,335円
(2) 検査費用	228,900円
(3) 風評被害による営業損害	113,930,912円
(4) 半製品在庫の腐敗物処理費用	1,592,115円
(5) 半製品在庫に係る逸失利益	9,060,653円
(6) 外装包装フィルムの表示変更に関する費用	28,140,064円
以上合計	153,003,979円

2 期間

自 平成23年3月11日 至 平成23年8月31日

第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項2の期間中に生じた同項1の損害項目に掲げる損害の賠償についての和解金として金153,003,979円の支払義務のあることを認める。

第3 支払方法

(省略)

第4 清算

第1項の1に掲げる損害項目（ただし、同項の2の期間に限り、その遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に債権債務のないことを相互に確認する。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成24年3月9日

(仲介委員長 荒井史男、仲介委員 遠山 信一郎、同 河井 聡)